

# 特集 地域をつなぎ、支える民生児童委員

## 民生委員・児童委員とは



民生委員は民生委員法により設置が定められ、厚生労働大臣から委嘱され地域福祉の向上のために活動するボランティアで児童委員も兼ねています。自らも地域住民の一員として、担当区域の高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声掛けなどを行います。任期は3年で、全国一斉に改選が行われます。

また、民生児童委員の中には子どもや子育てに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」があり、児童の健全育成活動に取り組んでいます。

現在、市内各区では、平成28年12月1日に厚生労働大臣に委嘱を受けた114人の委員が活動しています。

## 今年で100周年



民生委員制度は、大正6年5月12日に岡山県で公布された「済世顧問制度」が始まりとされ、今年で100周年を迎えます。

この間、少子高齢化社会が進むとともに、在宅寝たきり高齢者、在宅認知症高齢者介護などのさまざまな課題や子育てに係る問題の実態が明らかになり、民生児童委員の活動の幅も広がりました。

現在では、全国に約23万人の民生児童委員が地域におけるさまざまな問題に取り組んでいます。

今回の特集では、地域をつなぎ、支える民生児童委員の活動を紹介していきます。

## 民生児童委員のバッジ

民生児童委員が身に着けるバッジには、幸せのシンボルである四つ葉のクローバーの中に、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどった民生児童委員のマークが描かれています。このマークは、愛情と奉仕を表しています。



## 同じ地域住民だから相談しやすい 民生児童委員の活動

民生児童委員の活動は、地区によってさまざまですが、地域に異常がないかを見守るパトロールや地域の高齢者を対象にしたお茶会（ふれあいサロン）は活発に行われています。また、市などで行っている介護サービスや福祉に関する制度などを地域住民に紹介し、行政サービスとの仲介も行っています。

### 住民の立場で情報収集



▲自分の担当する区を歩いて地域の様子をパトロール。

地域の情報を同じ住民の立場で収集します。「郵便物がたまっていないか」、「怒鳴り声と子どもの泣き声は聞こえないか」。家の外からでも発見できる異変をパトロールで確認します。

一人暮らしの高齢者や子育て家庭の情報を得ることで、もしものときのSOSに早期の対応をできるようにしています。

また、民生児童委員は、法により守秘義務があるため、他人に相談内容を伝えることはありません。ご近所で「〇〇さんの姿が最近見られないけど大丈夫か」「近所の子どもで何日も服を変えていない子がいる」などの異変を感じたときには相談してみましよう。

### 地域の元気を作り出す

家の外にあまり出ない高齢者などを対象にお茶会を企画します。これは「気軽に」「元気に」「楽しく」おしゃべりをして、生活習慣の改善につなぎ「寝たきり知らず」「認知症知らず」の高齢者を増やす活動といえます。

地区によっては、介護予防のために健康体操をしたり、ゲームをしたりと催し物を行い、参加者の心も体も元気にする工夫をしているところもあります。

また、このお茶会以外にも、小学校の運動会や音楽会を見に行くなどさまざまな企画で高齢者と地域をつなぎ、地域に元気を作り出しています。



▲家に閉じこもりがちな高齢者が身近な場所でおしゃべりやお茶飲みを楽しめる場を企画します。

### 地域を見守り、支える民生児童委員



▲民生児童委員の皆さん

配食サービスや看護師による訪問相談などの高齢者のみの世帯向けサービスのほか、福祉医療費に関して、行政や社会福祉協議会などにつなぐ役割を担っています。「福祉のことを知っている身近な人」として、相談内容に応じて必要な支援を受けられる専門機関などをつなぎ、課題が解決できるよう地域住民に寄り添います。

こうして地域を見守り、必要な支援へのつなぎ役として、住民の支えになる方々が民生児童委員なのです。